

保護者 様

堺 支 大 内 第 2 号
令和 7 年 4 月 8 日

大阪府立堺支援学校
(大 手 前 分 校)
校 長 藤 井 雅 乗

諸費の徴収について

陽春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素から、大手前分校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、学校の教育活動に係る1学期の諸費用（教材等の費用）を徴収させていただきます。つきましては、下記のとおりご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 徴収する費目の名称

- ・ 諸費会計

2 内訳

- ・ 教材費

3 徴収額

- ・ 毎月 1,000 円の教材費を徴収します。

学 期		1 学 期						2 学 期				3 学 期		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
月														
教 材 費		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	

* 転入したその月も1ヶ月分として徴収します。

4 徴収方法

- ・ 以下いずれかの通りとします。

(1) 徴収袋による納入

- ・ 徴収袋に現金を入れて納入してください。

(2) 銀行への振り込みによる納入

振込先銀行：関西みらい銀行、鶴橋 支店 (店番 114)
科 目：普通
口座番号：0024637
口座名義：大阪府立堺支援学校

・ ただし、振込手数料が生じる場合はご負担願います。

5 納入の期限

- ・ 各学期の最初の月 (4月、9月、1月) の20日までに納入してください。また、学期途中に転入された方は、転入時に納入してください。

6 その他

- ・ 教材費の残額は、会計処理の後、学年末又は転出に伴う手続時に返金いたします。